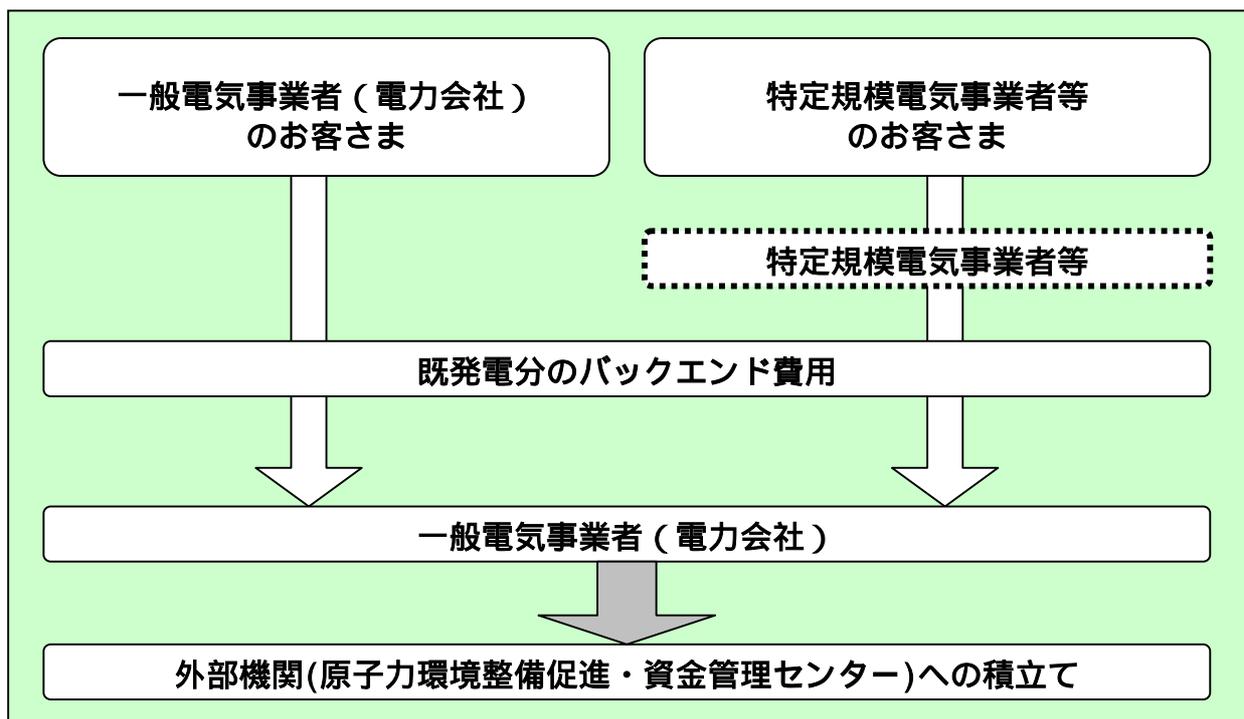


バックエンド費用における既発電分の取り扱いについて

平成17年10月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」が施行されたことを受け、電気料金を通じてお客さまにご負担いただいているバックエンド事業にかかわる費用(バックエンド費用)の範囲が変更となり、再処理施設の廃止措置にかかわる費用等についてもその対象となりました。

こうした新たに対象となったバックエンド費用のうち、過去の発電に相当する部分(既発電分)については、一般電気事業者(電力会社)から電気を購入されているお客さまのみならず、特定規模電気事業者等から電気を購入されているお客さまも含めて、全てのお客さまから広く申し受けることとなります。

原子力発電に使用された原子燃料の処理・処分を行う事業。



平成18年7月分以降の接続供給料金請求書に、既発電分のバックエンド費用に相当する単価(使用済燃料再処理等既発電費相当額)を以下のとおり表示いたします。

『(ご請求金額には)法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(*銭/kWh)を含んでおります。』